

(様式 2)

令和 5 年 5 月 1 日

女性の就農環境改善計画

(令和 5 年度女性の就農環境改善支援事業)

実施するメニュー (該当に○)	第 4 の (1) (施設等確保の取組)	○
	第 4 の (2) (グループの新たな取組)	

1 地域取組主体の概要

名称	農事組合法人土実樹	
所在地	三重県度会郡南伊勢町切原502	
代表者	溝口 安幸	
主な組織の事業内容 (注)	<p>事業内容：柑橘類、パシヨンフルーツの生産、加工、直売所や近隣の小売店での販売 従業員：19名（うち女性13名） （内訳） 生産部（柑橘類、パシヨンフルーツの生産、栽培及び収穫等） 従業員：11名（うち女性6名） 販売部（柑橘類、パシヨンフルーツの加工製造及び商品作り、販売等） 従業員：8名（うち女性7名） 経営規模：7.3ha（品目は温州みかん4ha、中晩柑3ha（主に不知火、せとか、甘夏など））、パシヨンフルーツ0.3ha 農業関連事業：加工品の製造、販売を行っている 平成 24 年、平成 30 年に 6 次産業化総合化事業計画の認定も受け、柑橘、パシヨンフルーツを丸ごと活用した加工品の製造・販売事業を行っている。平成 29 年 11 月には、ディスカバー農山漁村の宝」にも認定され、地域の活性化と所得向上に取り組んでいる。 離職率の低下を狙いとした既存の取組： 勤務時間はスタッフの要望に応じて対応している。出産休暇、育児休暇、介護休暇を導入している。</p>	女性農業者の 人数：13名

	スタッフからの相談にはなるべく対応出来るようにしている	
--	-----------------------------	--

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制

弊社の集出荷施設の敷地内に男女別トイレと更衣室兼休憩スペースを新設する。

【事業実施体制】

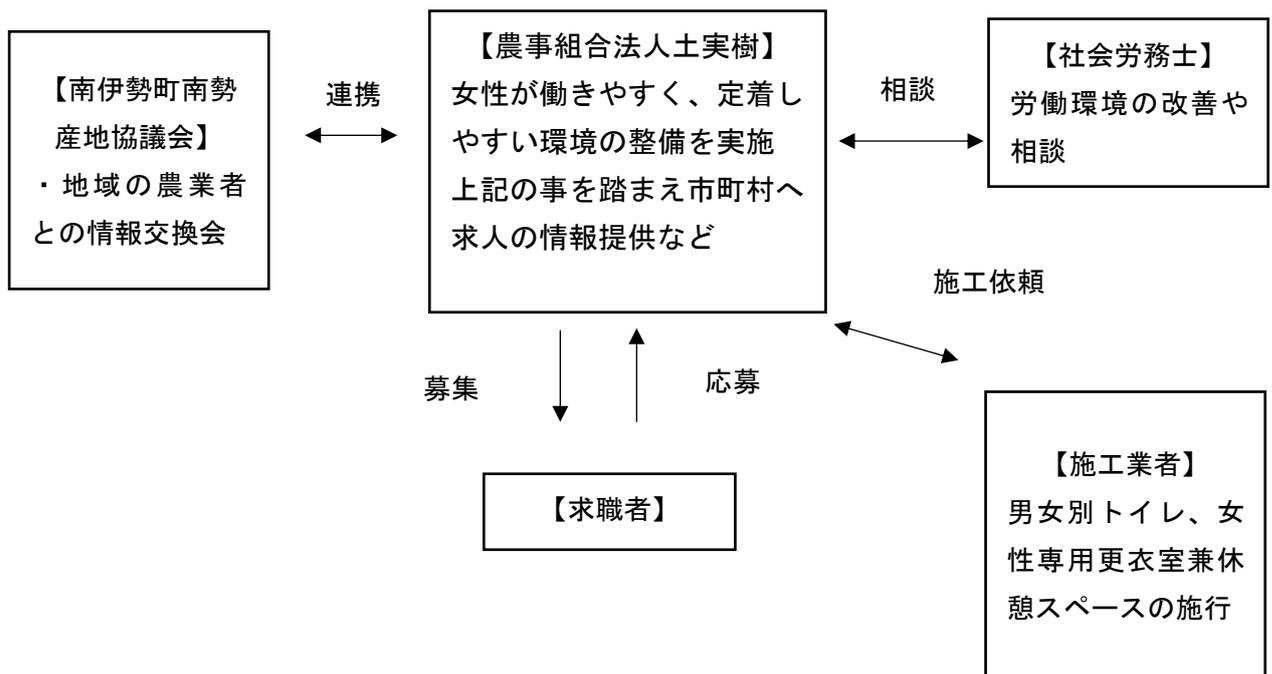
統括責任者：代表理事 事業全体の総括を行う。

事務局：理事 事業が計画に添って行われているかの管理を行う。施工業者の対応

会計担当：経理担当 事業実施経費の管理を行う。

女性スタッフ代表：スタッフからの要望を取りまとめ意見する。

事業を実施するにあたり、女性スタッフの要望、意見を集め、統括責任者、事務局、会計担当、女性スタッフ代表が連携しながら事業を行っていく。事業完了後は実績報告を行う。



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための取組計画（実績）

（1）地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

【社会情勢等を踏まえた地域の女性農業者の課題】

三重県南伊勢町は古くから柑橘産地である。平成12年に農事組合法人土実樹を設立し、温暖な気候と南向きの傾斜地を活かし温州みかんや中晩柑を生産、加工及び販売を行っている。平成30年よりパシオンフルーツの生産も始めました。

設立当初は男性スタッフが多かったですが、商品開発、販売や職場環境において女性の考え方や思いが必要だと感じていますが女性の確保が難しい状況がある。

在職している女性スタッフの年齢層は50代～70代が中心であり、スタッフの高齢化に伴い農業者の人材不足が懸念される。

【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性（既存の施設等の利用状況を含む）】

普段は女性スタッフ13名のうち、6名が生産部門に従事しており、販売部門7名が直売所の閑散期（6月～8月）に柑橘等の事を理解するため、パシオンフルーツや農園の作業に応援に来てくれる。

現状トイレ、更衣室兼休憩スペースは男女兼用となっている。「男性が使用した後、トイレを利用しづらい」という意見や更衣室兼休憩スペースも時間帯により利用者の制限を行っているが、プライバシーや「休憩時間なのにリラックス出来ない」。夏場での作業時に汗をかいた時に専用更衣室でないから着替えにくいという声が多くなっている。

現在働いている女性スタッフやの子育て世代（20代～40代）が働きやすい環境づくりの整備が必要であると考えている。男女別トイレ、更衣室兼休憩スペースが整備されている職場と農業をアピールする事が出来、子育て世代（20代～40代）、女性の雇用を積極的に増やしていきたいと考えています。

【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

- ・女性の就農を継続していくためには、本事業で取り組む男女別トイレ、更衣室兼休憩スペースの確保、当たり前の働きやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。
- ・農園体験や就農就職フェアでの発信。

（注）（2）、（3）の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保にかかる計画（実績）

確保する施設等の区分		①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他					
区分番号 (注1)	時期	確保場所	数量	利用する 女性農業 者(注2) の人数	事業費 (円)	国庫補助金	備考
② 男女別トイ レ	R5.7	集出荷施設敷 地内(800㎡) 字切原3119-2	1	13	2,992,660	2,000,000	水洗 トイ レ、 浄化 槽
③更衣室 兼 ④休憩スペ ース	R5.8	集出荷施設敷 地内(800㎡) 字切原3119-2	1	13	1,538,350	1,000,000	ユニ ット ハウ ス
計			2	26	4,531,010	3,000,000	

(注1) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、確保する施設等の名称も記載すること。

(注2) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。（3）において同じ。

(注3) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

(3) 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組にかかる計画（実績）

取組区分	①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等にかかる取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他						
区分番号 (注1)	時期	内容	実施回数	参加する 女性農業 者の人数	事業費 (千円)	国庫補助金	備考
計							

(注1) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(注2) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

【事業成果及び今後の展開】

※第4の(2)「グループの新たな取組」のみ記載

※区分番号に対応するように記入ください。

※どのようにグループ活動の活性化及び今後の活動に繋がるか分かりやすく記入ください。

※できる限り、数値目標を入れてください。

※商品づくりに関しては、翌年度以降の販売事業計画も併せてご記入ください。

区分番号	事業成果、今後の展開

4 本事業を活用した取組計画（注）

時期	取組内容・回数	備考
	【女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための応募団体における取組（既存の取組を含む）】	
要望があれば随時対応	① 出産、育児、介護休暇制度を導入している 労働時間を柔軟対応できるしくみ	

7月、 12月又は3月	② 農業体験の実施 年2回	【目標】
6月、9月	③ スタッフ同士の交流会の実施。 年2回	
要望があれば随時対応	④ 南伊勢町南勢産地協議会と連携し女性就農希望者の受け入れ	
7月	<p>自社HPで求人ページを作成し発信する</p> <p>【本事業を活用した取組の実施方針】 生産部門では柑橘類、パッションフルーツの生産管理を行っている。常勤雇用で1名、柑橘類の収穫期（10月～12月）に4名の女性を雇用したいと考えている。</p> <p>【具体的に実施する取組内容】</p>	
9月	① 働きやすい環境の整備に向けた社内検討会及び社労士等専門家への相談 1回	
7月～12月	② 農業求人サイトへの求人情報の掲載 1回	
7月	③ 三重県農林漁業就業就職フェアへの出展 1回	
12月又は3月 7月	④ 女性の呼び込みに向けた農業体験の開催 2回 みかんや中晩柑の収穫体験 パッションフルーツの受粉体験	
9月	⑤ 地域農業者との情報交換 1回	

(注) 3の取組を踏まえ、5の目標の達成のために実施する取組内容を具体的に記載する。

5 女性農業者確保の目標 (注)

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数 (注)	事業実施年度	2人	
	事業実施翌年度	3人	
	合計	5人	
(女性農業者の新規確保人数の内訳)			
自営農業就業者	人、雇用就農者	1人、アルバイト等	4人

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。

(参考)

上記女性農業者確保の目標に係る女性の確保の計画 (第4の(1)「施設等確保の取組」のみ記載)
【事業実施年度】 (取組予定業務) 柑橘類とパシオンフルーツの生産栽培管理、加工、販売業務 (採用時期) 令和5年4月～12月、令和6年1月～3月 (人数) 2人
【事業実施翌年度】 (取組予定業務) 柑橘類とパシオンフルーツの生産栽培管理、加工、販売業務 (採用時期) 令和6年4月～12月、令和7年1月～3月 (人数) 3人

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。